

板橋区公衆浴場入浴券支給事業実施要綱

平成20年5月20日区長決定

平成25年4月19日一部改正

令和3年3月26日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている世帯（生活保護を停止されている場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき支援給付を受けている世帯（以下、生活保護世帯と併せて「対象世帯」という。）に対し、板橋区が公衆浴場共通入浴券（以下、「入浴券」という。）を支給することにより、入浴に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給単位)

第2条 入浴券の支給は対象世帯を単位とし、第4条に規定する支給要件に該当する者の属する対象世帯の世帯主（生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく当該世帯を代表する者）に入浴券を交付する。

(入浴券の種類及び支給回等)

第3条 支給する入浴券は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合発行の共通入浴券（市販券）とし、入浴券の種類、支給回、支給基準日、支給枚数及び支給時期は、別表1及び別表2のとおりとする。

(支給要件)

第4条 入浴券の支給は、風呂のない居宅における対象世帯に属する世帯員で、公衆浴場での入浴が可能な身体・健康状況にある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 第1回支給に係る支給基準日において対象世帯であり、同日以降も同様の状態が見込まれる対象世帯に属し、かつ、入浴券の支給を希望する者

(2) 前号に該当しない者で、第2回支給に係る支給基準日において対象世帯となり、同日以降も同様の状態が見込まれる対象世帯に属し、かつ、入浴券の支給を希望する者

2 前項の規定にかかわらず、居宅に風呂があっても身体の障がい等により居宅風呂での入浴が困難で、公衆浴場での入浴は可能である者及びこの者の介助のために入浴する同一対象世帯の者については、入浴券を支給することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めた者については、入浴券を支給することができる。

(支給申込)

第5条 入浴券の支給を希望する対象世帯の世帯主は、入浴券申込書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 入浴券申込書の提出後、その内容に変更が生じた対象世帯の世帯主は、入浴券異動連絡票（別記第2号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。

ただし、生活保護世帯に限り福祉事務所の地区担当員が変更内容を把握しているときは、届出を省略させることができる。

(支給申込却下通知等)

第6条 入浴券申込書の提出があったときは、内容を審査し、入浴券を支給することを決定した対象世帯には、入浴券を交付し、入浴券を支給しないことを決定した対象世帯には、入浴券支給申込却下通知（別記第3号様式）により通知する。

ただし、対象世帯でなくなった世帯若しくは居宅の風呂の有無に変更が生じた対象世帯については、通知を省略することができる。

(支給の取消)

第7条 入浴券の支給の対象となった者が、入浴券を支給する日において、第4条に規定する支給要件を満たさなくなったときは、支給を取り消すこととする。

2 入浴券を不正使用したときは、支給を取り消すことができる。

(入浴券の再発行)

第8条 紛失、き損、入浴料金改定、その他の理由による入浴券の再発行は行わない。

(事務処理等)

第9条 本事業の実施に当たり必要な事務処理方法等については、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

種 類	対 象 年 齢
大人券	12 歳 (中学生) 以上
中人券	6 歳以上 12 歳未満 (小学生)
小人券	6 歳未満 (未就学児)

別表 2 (第 3 条関係)

支給回	支給基準日	支給枚数	支給時期
第 1 回	7 月 1 日	1 人につき 50 枚	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
第 2 回	2 月 1 日	1 人につき 20 枚	2 月 1 日から 3 月 15 日まで

別記

第1号様式（第5条関係）

入浴券申込書

（あて先） 板橋区長

		年 月 日 申込		
世帯番号		開始年月日	年 月 日	
住 所	町 丁目 番 一 号 方			
世帯構成	員番号	氏 名	生 年 月 日	年 齢
世帯主	01		.	.
世帯員			.	.
			.	.
			.	.
			.	.
居宅に風呂があっても入浴券が必要な理由（自家風呂がある方は必ず記入のこと。）				
受領日	年 月 日	決定日	年 月 日	
() 支給対象とする。	確	所属長	係 長	担当員
() 支給対象としない。	認			

* ご 注 意

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 虚偽の申込みをしたときは、支給を受けられなくなりますのでご注意ください。
- 3 この申込書は、生活保護受給世帯は福祉事務所の担当ケースワーカーに、支援給付受給世帯は生活支援課担当ケースワーカーに提出してください。
- 4 申込み後、申込書の内容に変更が生じたときは、生活保護受給世帯は福祉事務所の担当ケースワーカーに、支援給付受給世帯は福祉総務課担当ケースワーカーに連絡してください。